

## 2 事業の概要

### (1) 環境・生活・衛生・廃棄物

#### ① 被災者の生活環境の確保

##### 1 被災者の生活支援


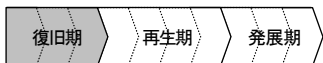

- 01 **緊急** 応急救助事業
- 02 **緊急** 被災者生活再建支援事業
- 03 **緊急** 災害弔慰金・見舞金給付事業
- 04 **緊急** 生活福祉資金貸付事業
- 05 **緊急** 災害援護資金貸付事業
- 06 **緊急** サポートセンター等整備事業
- 07 **緊急** 健康支援事業
- 08 **緊急** 災害ボランティアセンター支援事業
- 09 **緊急** 消費生活センター機能充実事業
- 10 **緊急** 被災者生活支援事業（離島航路，阿武隈急行，路線バス）

#### ○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）				
		復旧期（3年）			再生期（4年）	発展期（3年）
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
(1)環境・生活・衛生・廃棄物						
①被災者の生活環境の確保						
1 被災者の生活支援						
01 応急救助事業	<b>緊急</b>	▶				
02 被災者生活再建支援事業	<b>緊急</b>	▶	▶	▶		
03 災害弔慰金・見舞金給付事業	<b>緊急</b>	▶				
04 生活福祉資金貸付事業	<b>緊急</b>	▶				
05 災害援護資金貸付事業	<b>緊急</b>	▶	▶	▶	▶	
06 サポートセンター等整備事業	<b>緊急</b>	▶	▶	▶	▶	▶
07 健康支援事業	<b>緊急</b>	▶	▶	▶		
08 災害ボランティアセンター支援事業	<b>緊急</b>	▶				
09 消費生活センター機能充実事業	<b>緊急</b>	▶	▶	▶		
10 被災者生活支援事業（離島航路，阿武隈急行，路線バス）	<b>緊急</b>	▶	▶	▶	▶	▶

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	<p>応急救助事業</p>  <p>【危機対策課】</p>	<p>災害に際して、応急的に被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助法に定める食品等の供与、医療及び埋葬等に係る応急救助を行うもの。(県関係分)</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
02 緊急	<p>被災者生活再建支援事業</p>  <p>【消防課】</p>	<p>震災で居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯者に対し、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法に基づき、生活再建支援金を支給するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
03 緊急	<p>災害弔慰金・見舞金給付事業</p>  <p>【保健福祉総務課】</p>	<p>震災により家族を失った被災者や障害を負った被災者に対し、弔慰金・見舞金を給付するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
04 緊急	<p>生活福祉資金貸付事業</p>  <p>【社会福祉課】</p>	<p>被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費などの貸付を行うもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
05 緊急	<p>災害援護資金貸付事業</p>  <p>【保健福祉総務課】</p>	<p>震災で家屋を失った被災者や世帯主が負傷した被災者に対し、生活再建を支援するため、当面の生活資金を融資するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
06 緊急	<p>サポートセンター等整備事業 (P. 40に再掲)</p>  <p>【長寿社会政策課】</p>	<p>被災した高齢者等が応急仮設住宅や在宅で安心して生活できるよう、応急仮設住宅内等へのサポートセンターの設置・運営、避難所等における福祉的ケアの実施・相談・生活支援等を行うもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
07 緊急	<p>健康支援事業 (P. 23に再掲)</p>  <p>【医療整備課】</p>	<p>避難所、応急仮設住宅、在宅等の被災住民に対して、健康状態の悪化を防止するとともに健康不安の解消を図るため、看護職員による健康相談、訪問指導等を行うもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>

事業名		事業内容
08 緊急	<p>災害ボランティアセンター支援事業</p>  <p>【社会福祉課】</p>	<p>被災者支援の充実・強化を図るため、災害ボランティアセンターを設置・運営する市町村社会福祉協議会に対し、被災者支援業務を委託するもの。</p> <p>【事業主体：県】</p>
09 緊急	<p>消費生活センター機能充実事業</p>  <p>【消費生活・文化課】</p>	<p>災害に便乗した悪質商法（点検商法やかたり商法）から消費者を守り、被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質商法等に関する情報提供・消費生活相談業務に取り組むとともに、消費生活相談機能が喪失・低下した市町村の相談対応機能の向上を支援するもの。</p> <p>【事業主体：県，市町村】</p>
10 緊急	<p>被災者生活支援事業（離島航路，阿武隈急行，路線バス）</p>  <p>【総合交通対策課】</p>	<p>震災により甚大な被害を受けた離島航路事業者，第三セクター鉄道である阿武隈急行株，バス事業者に対し，旅客ターミナルの応急復旧などの災害復旧事業に対する補助や運行支援を行うもの。また，被災地や仮設住宅建設地における地域住民等によるバスの運行のほか，鉄道運休による新規路線や災害時の臨時バス等の運行に対する支援を行うもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>


**2** 被災者の住宅確保

- 01 **緊急** 応急仮設住宅確保事業
- 02 **緊急** 災害公営住宅整備事業
- 03 **緊急** 被災施設再建支援事業
- 04 **緊急** 既存公営住宅の復旧事業
- 05 **緊急** 障害者向け住宅整備支援事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)												
		復旧期(3年)						再生期(4年)		発展期(3年)				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度										
(1)環境・生活・衛生・廃棄物														
①被災者の生活環境の確保														
②被災者の住宅確保														
01 応急仮設住宅確保事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H25]												
02 災害公営住宅整備事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H27]												
03 被災施設再建支援事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H24 to H28]												
04 既存公営住宅の復旧事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H24]												
05 障害者向け住宅整備支援事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H25]												

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	<b>応急仮設住宅確保事業</b>  【保健福祉総務課】	被災した県民が新しい住宅を確保するまでの間、被災者の生活拠点となる応急仮設住宅等を確保するもの。 【事業主体：国，県】
02 緊急	<b>災害公営住宅整備事業</b>  【住宅課】	震災により甚大な被害を受けた被災者及び入居期間が限られている応急仮設住宅の入居者の生活拠点を確保するため、災害公営住宅を整備するもの。 【事業主体：国，県，市町村】
03 緊急	<b>被災施設再建支援事業</b> (P. 83 に再掲)  【林業振興課】	甚大な被害を受けた被災者及び被害地域の復興と活性化を図るため、県産材の円滑な供給システムを構築しながら、被災住宅等の復旧促進や、被災地の復旧における拠点施設建築、公共施設等の復旧及び改修等に対して補助するもの。 【事業主体：国，県，市町村】
04 緊急	<b>既存公営住宅の復旧事業</b>  【住宅課】	震災で被害を受けた県営住宅について、再入居できる環境を整えるため、被災箇所の復旧整備を図るもの。 【事業主体：国，県】
05 緊急	<b>障害者向け住宅整備支援事業</b> (P. 40 に再掲)  【障害福祉課】	震災で被災した障害者のいる世帯が、障害者の身体の状況に適した住宅を再建する場合、その経費に対し補助するもの。 【事業主体：国，県，市町村】

**3** 安全な住環境の確保

- 01 **緊急** 宅地耐震化推進事業
- 02 **緊急** がけ地近接等危険住宅移転事業
- 03 **緊急** 特定鉱害復旧事業
- 04 **緊急** 応急仮設住宅維持管理事業
- 05 **緊急** 建築関係震災対策事業
- 06 **緊急** 木造住宅等震災対策事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)									
		復旧期(3年)			再生期(4年)	発展期(3年)					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度							
(1)環境・生活・衛生・廃棄物 ①被災者の生活環境の確保 <b>3</b> 安全な住環境の確保											
01 宅地耐震化推進事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H25]									
02 がけ地近接等危険住宅移転事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H26]									
03 特定鉱害復旧事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H25]									
04 応急仮設住宅維持管理事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H25]									
05 建築関係震災対策事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H28]									
06 木造住宅等震災対策事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H26]									

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	<p>宅地耐震化推進事業</p>  <p>【建築宅地課】</p>	<p>被災宅地の復旧を促進するため、宅地の復旧工事経費の一部を補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
02 緊急	<p>がけ地近接等危険住宅移転事業</p>  <p>【建築宅地課】</p>	<p>がけ地の崩壊により、生命に危険を及ぼすおそれのある危険な住宅から安全な場所に移転を行う者に対して補助する事業主体（市町村）に対し、その補助事業に要する経費を補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
03 緊急	<p>特定鉱害復旧事業</p>  <p>【産業立地推進課】</p>	<p>震災により誘発された亜炭鉱陥没の被害を受けた住宅・敷地及び農地等の復旧を実施する団体に対し、必要な経費を補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
04 緊急	<p>応急仮設住宅維持管理事業</p>  <p>【保健福祉総務課】</p>	<p>応急仮設住宅を適切に管理するため、関係市町村等で組織する応急仮設住宅管理推進協議会等に対して、共同利用施設の維持管理を財政的に支援するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
05 緊急	<p>建築関係震災対策事業</p>  <p>【建築宅地課】</p>	<p>地震災害から建築物を守るため、「宮城県耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断・耐震改修の促進に係る普及啓発を行うとともに、建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士を養成するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
06 緊急	<p>木造住宅等震災対策事業 (P. 145, 148 に掲)</p>  <p>【建築安全推進室】</p>	<p>県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し、助成等を行うもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>

**4** 地域コミュニティの再構築


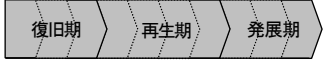
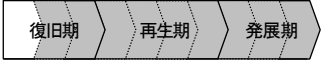
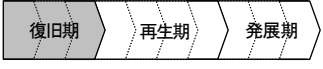
- 01 **緊急** 地域支え合い体制づくり事業
- 02 地域コミュニティ再構築『絆』事業
- 03 無形民俗文化財再生支援事業
- 04 新しい公共支援基金事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)									
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度							
(1)環境・生活・衛生・廃棄物 ①被災者の生活環境の確保 <b>4</b> 地域コミュニティの再構築 01 地域支え合い体制づくり事業 02 地域コミュニティ再構築『絆』事業 03 無形民俗文化財再生支援事業 04 新しい公共支援基金事業	<b>緊急</b>										



## ○事業概要

事業名		事業内容
01 <b>緊急</b>	<b>地域支え合い体制づくり事業</b> (P. 40 に再掲)  <b>【長寿社会政策課】</b>	被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう、地域の支え合い活動の立ち上げ支援や復興支援、地域活動の拠点整備等を行うもの。  <b>【事業主体：国，県，市町村】</b>
02	<b>地域コミュニティ再構築『絆』事業</b> (P. 40 に再掲)  <b>【地域復興支援課】</b>	地域コミュニティや県民同士の絆を深め、安心して暮らせる環境を確保するため、様々な主体が協調・連携し、被災地域のコミュニティのあり方を見直すとともに、復旧期・再生期・発展期に応じた支援事業を実施するもの。  <b>【事業主体：国，県，市町村】</b>
03	<b>無形民俗文化財再生支援事業</b> (P. 137 に再掲)  <b>【文化財保護課】</b>	震災で活動母体のコミュニティが失われたり、用具が流出・損傷し、活動の継続が困難になった地域の祭礼行事や民俗芸能等の無形民俗文化財保護団体に対して、行事や芸能の再開を促すとともに、伝統文化の実施を通じたコミュニティ再生の一助とするために、用具等の備品の整備を支援するもの。  <b>【事業主体：国，県，市町村】</b>
04	<b>新しい公共支援基金事業</b>  <b>【共同参画社会推進課】</b>	被災地域における災害復興等のための活動を後押しするため、「新しい公共」の担い手となるNPO等（特定非営利法人，公益法人，社会福祉法人，学校法人，任意団体及び地縁組織等の非営利団体）の自立的活動の支援を行うもの。  <b>【事業主体：県】</b>

② 廃棄物の適正処理

1 災害廃棄物の適正処理

- 01 **緊急** 災害等廃棄物処理事業
- 02 **緊急** 木質がれき等バイオマス利用促進事業
- 03 **緊急** 拠点となる気仙沼・石巻・塩釜漁港等瓦礫等撤去事業
- 04 **緊急** 県管理漁港等瓦礫等撤去事業
- 05 **緊急** 漁場生産力回復支援事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)												
		復旧期(3年)						再生期(4年)		発展期(3年)				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度										
(1)環境・生活・衛生・廃棄物														
②廃棄物の適正処理														
1 災害廃棄物の適正処理														
01 災害等廃棄物処理事業	<b>緊急</b>	[進捗バー]												
02 木質がれき等バイオマス利用促進事業	<b>緊急</b>	[進捗バー]												
03 拠点となる気仙沼・石巻・塩釜漁港等瓦礫等撤去事業	<b>緊急</b>	[進捗バー]												
04 県管理漁港等瓦礫等撤去事業	<b>緊急</b>	[進捗バー]												
05 漁場生産力回復支援事業	<b>緊急</b>	[進捗バー]												